

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月15日
【会社名】	株式会社ティーケーピー
【英訳名】	TKP Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河野 貴輝
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 中村 幸司
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷八幡町8番地
【縦覧に供する場所】	株式会社ティーケーピー 横浜支店 (神奈川県横浜市神奈川区金港町3番地1) 株式会社ティーケーピー 関西支店 (大阪府大阪市福島区福島5丁目4番地21号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 河野 貴輝は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年2月29日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社88社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社31社《子会社17社、台湾リージャス14社(SPV、現地子会社13社)》については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高を踏まえた上で、当連結会計年度の業績予想に基づく売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、及び売上原価の内、地代家賃及び給与手当、雑給、賞与に至る業務プロセス（但し、重要な事業又は業務との関連性が低く、財務報告に対する影響の重要性も僅少である業務プロセスを除く）を評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高い、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセス等について、財務報告への影響を勘案した上で、重要性の大きい業務プロセスを評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の2020年2月期決算の作業過程で、過年度の連結財務諸表等の注記事項（リース取引関係）において重要な開示が漏れていることが判明いたしました。

具体的には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1976年大蔵省令第28号）第15条の3の定めに従い、「当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引のうち解約不能のリース取引について、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない」とされているところ、当該開示が不足していることが発覚いたしました。

これに伴い、以下の有価証券報告書及び有価証券届出書の訂正報告書及び訂正届出書を提出いたしました。

<有価証券報告書>

第12期（自平成28年3月1日至平成29年2月28日）

第13期（自平成29年3月1日至平成30年2月28日）

第14期（自2018年3月1日至2019年2月28日）

<有価証券届出書>

平成29年2月21日提出分

2019年9月18日提出分

本件は、オペレーティング・リース取引に関連する開示に関する知見が不十分であったことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、当社ビジネスモデルの性質上、解約不能な未経過リース料の適切な開示は財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は、当事業年度末日後に確定したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適切な内部統制の整備及び運用を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針であります。

- ・ 経理及び有価証券報告書作成に必要かつ十分な経験を有する人材の採用
- ・ リース取引についての情報収集、会計処理及び開示手続きについて業務手順と承認手順を定めた書面の整備及び運用の徹底

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。